



平成 28 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ア  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 松 浪 正 信  
社 長 執 行 役 員  
(コード番号：2359 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 市 川 卓  
専 務 執 行 役 員  
電 話 番 号 03-3795-5111

## 「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本改定は、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 47 期定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行することを条件としております。なお、本改定に合わせ、一部文言の統一及び内容の追記を行っております。

主な改定箇所につきましては、下線を付しております。

記

### 内部統制システムの基本方針

当社は、ベンチャー精神を原点に「絶えず新たな付加価値を創出する」「高い倫理観をもって社会に貢献する」という 2 つの企業使命を掲げて常に前進し、その成果を通じて広く社会経済の発展に寄与していくことを企業理念としている。また、企業価値の向上に向けて社内外の利害関係者から多様な意見を吸収し、経営の効率性、透明性、及び公正性を確保し、環境変化に迅速に対応する経営を目指している。

当社は、この基本的な考え方のもと、企業活動の原点が株主、取引先、従業員等との共存共栄であることを認識し、会社法等の法令に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、次のとおり内部統制システムの基本方針を定める。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役・使用人は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各分掌に従い、内部統制システムを整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、取締役会規程、執行役員規程等の関係規程を遵守する。

- (1) 取締役会は、当社グループの倫理観・理念・指針、各ステークホルダー間の法令・定款・社内規程遵守のあり方を定めた「企業行動憲章」「企業行動基準」を定め、当社グループ全役職員に周知徹底する。また、当社グループ全役職員はこれを遵守する。
- (2) 日常の業務執行においては、当社グループ全役職員が、定められた職務権限規程・組織規程・稟議規程に基づいた処理を実施するとともに、内部監査部門が法令・定款・社内規程・各管理マニュアル等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制を執る。
- (3) 従業員の声を経営層が直接汲み取り、法令・定款違反その他諸問題の早期解決に取り組めるよう、当社グループ共通のホットライン制度として、秘匿性を確保した電子メールによる社内相談受付窓口に加え、経営陣から独立した外部の弁護士事務所を通報窓口として設置する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、業務執行会議議事録、その他重要会議の議事録及び稟議書等の取締役の職務の執行に係る重要な情報は、「文書管理規程」「内部情報管理規程」その他の社内規程に基づき、関連資料とともに取締役が常時閲覧可能な状態にて適切に保存・管理する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理及び各部門の事業活動に伴うリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制の点検を通じ有効性を向上させるため、次の事項を定める。

- (1) 経営状況の把握と営業・技術・管理等に関するリスク認識・対策検討の専管組織として、当社代表取締役社長執行役員が議長となる「業務執行会議」を設置し、当社グループの取締役・執行役員が出席のもと、月例で開催する。
- (2) 取締役会・業務執行会議と連携する組織として、「内部統制会議」「倫理委員会」「情報セキュリティ委員会」を常設し、当社グループの各分野のリスク把握・未然防止対策・再発防止策・従業員のリスク意識向上等の施策の実施、必要に応じた監査を行う。
- (3) 部門責任者は、事業活動における当社グループの主要リスクを認識し、各分掌に基づく主管部門・委員会等とともに法令・定款・社内規程等の遵守体制の整備および運用に努める。
- (4) 内部監査部門は、当社グループのリスク管理体制について監査を行う。主管部門および被監査部門は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じる。
- (5) 有事における「事業継続計画」を整備し、これに従って対応することとする。

#### 4. 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は執行役員制度を導入し、経営監督機関を取締役会が、業務執行機関を執行役員がそれぞれ担当するよう、「監督」と「執行」の分離を図る。その上で意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その有効性を向上させるため次の事項を定める。

- (1) 社内外より選任された監査等委員により構成された監査等委員会を設置し、公平・公正な経営監視のもと、グループ経営状態の迅速・正確な情報把握と意思決定を行う体制を整備する。
- (2) 取締役会、業務執行会議、執行役員の各規程、組織規程および職務権限規程により、各取締役、執行役員の分掌と権限を定める。
- (3) 常勤の社内取締役（うち1名は監査等委員）で構成された代表取締役の諮問機関である「経営会議」を設置し、取締役会付議事項等の重要案件を事前検討し適切な助言等を行うことで、取締役会機能の効率性・客観性と説明責任の強化を図る。
- (4) 経営方針・経営計画に基づき、各期間における計数的目標を明示し、当社グループ内の各部門の目標と責任を明確にするとともに、計画と実績の差異分析等を通じて所期の経営目標の達成を図る。
- (5) 経営・業務の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう当社グループ全体で業務の効率化・最適化を図る。

#### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体を対象にした法令等の遵守体制の整備及びグループ会社の経営自主性の尊重と適切な経営管理を両立させるため、次の事項を定める。

- (1) 当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、「経営管理規程」を定める。
- (2) 当社は「関係会社管理規程」により当社グループ会社に対し、倫理・法令等の遵守、会計基準の同等性確保、内部統制の維持・向上等にかかる管理・指導を行い、必要に応じ内部監査部門及び監査等委員会による監査を実施する。
- (3) 当社の取締役は、グループ各社から事業活動の定期的な報告と重要案件の事前協議を受けるとともに、グループ会社が当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際には、主管部門が適切な指導を行う。
- (4) 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人がグループ会社の役員に一定数就任することで、各社の経営意思を尊重しつつ、業務の適正性を確保することとする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社は、監査等委員会からの求めがあった場合は、監査等委員会を補助する監査等委員会スタッフを置くこととする。監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員からの独立性を確保するため、当該監査等委員会スタッフの人事に関する事項は、監査等委員会との事前協議により定めるものとする。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、及び使用人は、法定の事項に加え、監査等委員会の要請に応じ事業および内部統制の状況等の報告を行う。また、内部監査部門は内部監査の結果等を監査等委員会に適宜報告する。
- (2) 当社グループの取締役、執行役員、及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部通報制度による通報状況及び内容のうち重要なものは、監査等委員会へ適時に伝達するものとする。
- (3) 当社は、監査等委員会へ報告及び情報提供を行った者に対し、それを理由として不利益な取り扱いを行わない。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は監査等委員会と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関し、意見を交換する。
- (2) 重要な意思決定過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会のほか、業務執行会議その他の重要な会議に出席する。
- (3) 監査等委員会は、必要に応じ公認会計士、弁護士、その他外部アドバイザーを活用することができる。
- (4) 当社は、監査等委員会がその職務に係る費用の支払いを求めた場合には、その職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、その費用を負担することとする。

#### 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、企業グループ全体の財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定める。代表取締役は、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う。

#### 10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを「企業行動憲章」「企業行動基準」に定め、当社グループの基本方針とする。また、事態発生およびその恐れがある情報の提供を受けた際は、総務部門が適宜警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応するものとする。

以 上